

岸和田市部活動の在り方に関する方針

岸和田市教育委員会

本方針策定の趣旨等

部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

しかしながら、部活動における過度な活動等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げたり、教員の長時間勤務の要因の 1 つになっている。こうしたことから、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、部活動の適切な取組みについて、本方針を策定する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員等の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者（顧問や外部指導者等）は、部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入すること。

ウ 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で行う。

エ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応する。

3 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下、「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【中学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【高等学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・ 週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、ノークラブデーによる週1日以上の休養日と学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。
 - ・ 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- イ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。